

電 気 供 給 約 款

[低圧]

平成 30 年 8 月 10 日実施

関西エネルギーパワー株式会社
(小売電気事業者登録番号 A0371)

目 次

第 1 章 総則.....	1
第 1 条（適用）	1
第 2 条（定義）	1
第 3 条（単位及び端数処理）	2
第 4 条（約款の改定等）	2
第 5 条（協議事項）	3
第 2 章 契約の成立.....	3
第 6 条（電気需給契約の申込み）	3
第 7 条（契約の要件）	3
第 8 条（電気需給契約の成立及び契約期間）	3
第 9 条（需要場所）	4
第 10 条（契約及び供給の単位）	4
第 11 条（使用の開始）	4
第 3 章 契約種別及び電気料金.....	4
第 12 条（契約種別及び電気料金）	4
第 13 条（電気料金の支払い）	4
第 14 条（電気料金の適用開始の時期）	4
第 15 条（検針日）	5
第 16 条（電気料金の算定期間）	5
第 17 条（日割り計算）	5
第 18 条（使用電力量の計量）	5
第 19 条（電気料金等の支払期日及び支払方法）	5
第 20 条（電気料金等の改定）	6
第 21 条（遅延利息）	6
第 4 章 使用及び供給	6
第 22 条（適正契約の保持）	6
第 23 条（需要場所への立入りによる業務の実施）	6
第 24 条（電気の使用に伴うお客さまの協力）	7
第 25 条（供給の停止）	7
第 26 条（供給停止の解除）	8
第 27 条（供給停止期間中の電気料金）	8
第 28 条（違約金）	8
第 29 条（使用の制限又は中止）	8
第 30 条（使用の制限又は中止期間中の電気料金）	8
第 31 条（当社都合による電気供給廃止に対する措置）	8
第 32 条（お客さま及び当社の損害賠償の免責）	8
第 33 条（設備の賠償）	9

第5章 契約の変更及び終了	9
第34条（電気需給契約の変更）	9
第35条（名義の変更）	9
第36条（電気需給契約の解約）	9
第37条（供給開始後の電気需給契約の変更又は解約に伴う工事費等の精算）	9
第38条（電気需給契約の解除）	9
第39条（電気需給契約の終了後の債権債務関係）	10
第6章 工事及び工事費用	10
第40条（供給設備の工事費負担）	10
第41条（計量器等の取付け）	10
第7章 保安	11
第42条（保安責任）	11
第43条（登録調査機関に対するお客さまの協力）	11
第44条（保安等に対するお客さまの協力）	11
第8章 反社会的勢力との取引排除	11
第45条（反社会的勢力との取引排除）	11
第9章 その他	12
第46条（個人情報等の保護）	12
第47条（著作権等）	12
第48条（広告物の送付等）	12
第49条（準拠法）	12
第50条（裁判管轄）	12
附則（実施）	12

第1章 総則

第1条 (適用)

1. 小売電気事業者である関西エネルギーパワー株式会社（以下「当社」といいます。）が、電気需要者に低圧で電気を供給するときの電気料金及びその他の供給条件は、この電気供給約款（以下「この約款」といいます。）及び当社が別に定める電気料金等定義書によります。なお、この約款及び電気需要者との契約に定めのない事項については、電気事業法その他関連法令、電気事業法第2条第1項第9号に定める各地域を管轄する一般送配電事業者（以下「各地域の電力会社」といいます。）が定める託送供給等約款、又はこれらに準拠した約款類（以上、総称して「託送供給等約款等」といいます。）に従うものとします。
2. この約款は、次の地域に適用します。ただし、離島（電気事業法施行規則第3条の2の2で定めるものに限ります。）は除きます。

【関東地域】

栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）

【中部地域】

愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）、長野県

【北陸地域】

富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）、岐阜県の一部

【関西地域】

滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

【中国地域】

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部

【四国地域】

徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。)

【九州地域】

福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

第2条 (定義)

この約款で使用される用語は、それぞれ次の意味で使用します。ただし、以下に定めのない用語については、託送供給等約款等の定義によります。

- (1) 「お客さま」 当社と個別の電気需給契約（低圧）を締結した電気需要者をいいます。
- (2) 「低圧」 標準電圧 100 ボルト[V]又は 200 ボルトをいいます。
- (3) 「電灯」 白熱電球、蛍光灯、LED 灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (4) 「小型機器」 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨げ、又は妨げるおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (5) 「動力」 電灯及び小型機器以外の電気機器をいいます。
- (6) 「契約負荷設備」 契約上使用できる負荷設備（電気を使用する設備）をいいます。
- (7) 「契約主開閉器」 定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を

制限するものをいいます。

- (8) 「供給地点特定番号」 各地域の電力会社により定められた供給地点を特定する番号をいいます。
- (9) 「契約電流」 契約上使用できる最大電流（アンペア(A)）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値とします。
- (10) 「契約容量」 契約上使用できる最大容量をいいます。
- (11) 「契約電力」 契約上使用できる最大の電力（電圧と電流の積）をいいます。
- (12) 「燃料費調整額」 各地域の電力会社（関東地域については、東京電力エナジーパートナー株式会社）が火力燃料（原油・LNG〔液化天然ガス〕・石炭）の調達コストの変動を電気料金に反映するために定めている燃料費調整制度における燃料費調整単価（電力会社が、地域により異なる燃料調整費単価を規定している場合は、お客さまの地域のものを用います。）と同額の単価及びお客さまの使用電力量に基づいて算出し、お客さまにお支払いいただく金額をいいます。
- (13) 「再生可能エネルギー発電促進賦課金」 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 36 条第 1 項に定める賦課金をいい、経済産業大臣が毎年決定する全国一律単価である再生可能エネルギー発電促進賦課金単価及びお客さまの使用電力量に基づいて算出し、お客さまにお支払いいただく金額をいいます。
- (14) 「供給条件の説明」 電気事業法第 2 条の 13 第 1 項に定める料金その他供給条件の説明をいいます。
- (15) 「契約締結前の書面交付」 電気事業法第 2 条の 13 第 2 項に定める料金その他供給条件が記載された書面の交付をいいます。
- (16) 「契約締結後の書面交付」 電気事業法第 2 条の 14 に定める料金その他供給条件が記載された書面の交付をいいます。
- (17) 「力率」 皮相電力（電源から送り出される電力）に対する有効電力（実際に消費される電力）の割合をいいます。

第 3 条（単位及び端数処理）

電気料金その他お客さまにお支払いいただく金額を計算する場合の単位及びその端数処理の方法については、以下のとおりとします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、ワット (W) 又はボルトアンペア (VA) とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。
- (2) 契約容量の単位は、キロボルトアンペア (kVA) とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。
- (3) 契約電力の単位は、キロワット (kW) とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。
- (4) 使用電力量の単位は、キロワット時 (kWh) とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。
- (5) 力率の単位は、パーセント (%) とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。
- (6) 電気料金及びその他の金額の計算における単位は、円とし、その端数は、切り捨てます。

第 4 条（約款の改定等）

1. 法令の改正等によりこの約款の変更が必要となった場合又はその他当社が必要と判断した場合、当社はこの約款を改定することがあります。その場合、改定日以降の供給条件は、改定後の約款によるものとし、改定後の約款は、当社のホームページに掲示する方法その他適切な方法によりお知らせします。
2. 電気料金等供給条件の説明及び契約締結前の書面の交付並びに契約締結後の書面の交付による変更事項の通知は、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

ただし、改定が約款内容の形式的な変更その他お客さまの権利義務の変更を伴わないものである場合は、供

給条件の説明、契約締結前及び契約締結後の書面の交付を行わないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

- (1) 供給条件の説明及び契約締結前の書面の交付による変更事項の通知については、説明及び書面記載を要する事項のうち変更される事項のみを通知します。
- (2) 契約締結後の書面の交付による変更事項の通知については、当社の名称及び住所、契約年月日、契約締結後の書面のうち変更される事項及び供給地点特定番号を通知します。

第5条（協議事項）

この約款に定めのない事項及びこの約款の実施上必要な細目事項については、当社が定めるものとし、お客さまから疑義の申出又は照会があったときは、その都度お客さまと当社の協議によって定めるものとします。

第2章 契約の成立

第6条（電気需給契約の申込み）

1. お客さまが当社との間で新たに電気の需給契約を希望される場合は、原則としてお客さまご本人から当社所定の様式によって以下の各事項を明らかにして、申込みをしていただきます。

お客さまの情報、契約種別、需要場所、供給地点特定番号、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、使用開始希望日、料金の支払方法、その他当社が必要とする情報

2. 契約負荷設備、契約電流、契約容量及び契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。

第7条（契約の要件）

1. 当社は、お客さまに電気を供給するにあたり、各地域の電力会社の供給設備を使用します。それに伴い、お客さまには、法令で定める技術要件及び託送供給等約款等における需要者に関する事項を遵守していただきます。
2. お客さまが電圧又は周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
3. 前項の規定は、電気需給契約締結後、使用する電力量の変化その他事後的な要因によって措置が必要となった場合にも適用されるものとします。

第8条（電気需給契約の成立及び契約期間）

1. 電気需給契約は、お客さまが当社の示す電気料金及びその他の供給条件を承諾のうえ、第6条に定める申込みをしていただき、当社がお客さまのお申込みを受諾することにより成立するものとします。ただし、法令、電気の需給状況、各地域の電力会社の供給設備の状況、当社の与信基準その他やむをえない場合は、お申込みをお断りすることがあります。
2. 電気需給契約の契約期間は、契約締結日から、電気の供給開始日以降1年を経過する日までとし、お客さまからの電気需給契約の解約その他の契約終了原因が発生しない限り、その後は1年単位で自動更新とします。
3. 第1項の規定にかかわらず、特別の事情があると当社が認めるとき又は当社が必要とするときは、電気の需

給に関する必要な事項について作成した電気需給契約書に基づいて契約を締結するものとします。

第9条（需要場所）

当社がお客さまに供給する電気の需要場所については、原則として1構内（塀、柵その他の障壁により他と区画された領域）又は1建物を1需要場所とします。ただし、複数の構内が隣接しており、各地域の電力会社及び当社が1需要場所と認める場合は、当該複数構内を1需要場所とします。

第10条（契約及び供給の単位）

1. 当社は、電灯又は小型機器を動力とあわせて使用する需要で複数の契約種別を契約頂く場合を除き、原則として、1需要場所について1契約種別を適用し、お客さまと1電気需給契約を締結します。
2. 当社は、共同引込線による電気供給その他やむを得ない場合を除き、1電気需給契約につき、1供給電気方式、1引込及び1計量をもって電気を供給します。

第11条（使用の開始）

1. 当社は、供給準備その他必要な手続を経たのち、使用開始日より電気を供給します。その場合の使用開始日は以下のとおりとし、手続完了後速やかに書面でお客さまに通知します。
 - (1) 他の小売電気事業者からの切り替えにより供給を開始する場合は、原則として、当社が所定の手続を完了した後に到来する検針日から電気を供給します。ただし、当該他の小売電気事業者による電気供給においてすでに記録型計量器が設置されている場合はこの限りではありません。
 - (2) 引越しその他の理由で新たに電気の供給を開始する場合は、原則としてお客さまの希望する日を使用開始日とし、実際に電気供給を開始する日を当社から通知します。ただし、いずれの小売電気事業者とも契約関係がない状態で電気の使用を開始し、後に当社との電気需給契約が成立した場合は、その使用を開始した日を使用開始日とします。この場合、電気需給契約は使用開始日に遡って効力を有するものとします。
2. 各地域の電力会社に起因する事由その他やむをえない理由によって、あらかじめ定めた使用開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合は、あらためてお客さまと協議のうえ、使用開始日を定めて電気を供給します。

第3章 契約種別及び電気料金

第12条（契約種別及び電気料金）

契約種別及び電気料金は、電気料金等定義書に定めるとおりとします。

第13条（電気料金の支払い）

お客さまが当社にお支払いいただく電気料金は、固定料金である基本料金若しくは最低料金及び従量料金である電力量料金に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加え、燃料費調整額を加算又は減算した金額とします。

第14条（電気料金の適用開始の時期）

電気料金は、お客さまより供給準備着手前に供給開始延期の申出があった場合及びお客さまの責めに帰さない事由によって供給が開始されない場合を除き、原則として使用開始日から適用します。

第 15 条（検針日）

検針日は、各地域の電力会社の定めによるものとし、お客さまには別途通知します。

第 16 条（電気料金の算定期間）

電気料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から当該の検針日の前日までの検針期間を「1 か月」として算定します。ただし、検針日以外の日から電気の供給を開始した場合、検針期間の途中で電気の休止、停止もしくは再開する場合又は検針期間の途中で電気の供給が終了した場合は、次条で定める日割り計算により、電気料金を算定します。

第 17 条（日割り計算）

電気料金の算定期間が前条ただし書に該当したときは、日割り計算とし、次の各号により計算します。

- (1) 基本料金又は最低料金：1か月分の基本料金又は最低料金 \times $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$
- (2) 電力量料金、燃料費調整額及び再生可能エネルギー賦課金：対象となる検針期間のうち、当社供給日数割合に応じ、お支払いいただく料金額を算出します。

第 18 条（使用電力量の計量）

1. 使用電力量の計量は、各地域の電力会社が設置した記録型計量器により計量します。なお、計量の結果は、料金の算定期間ごとにお客さまにお知らせします。
2. 計量器の故障その他の理由により使用電力量の計量ができなかった場合における使用電力量は、託送供給等約款等の定める電力量の算定方式を基準に、お客さまと当社との協議によって定めます。

第 19 条（電気料金等の支払期日及び支払方法）

1. 電気料金については毎月、工事費負担金その他電気料金以外で当社にお支払いいただく金額（以下、総称して「電気料金等」といいます。）についてはそのつど、以下の (1) 口座振替又は (2) クレジットカード払いのいずれかの方法にて、各支払期日にお支払いいただきます。(3) 口座振込は、現在、選択頂けません。
 - (1) 口座振替（電気料金等をお客さまの金融機関口座から当社指定の金融機関口座へ、毎翌月 27 日又は毎翌々月 5 日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）に自動的に引き落とす方法。振替手数料は当社が負担します。）
 - (2) クレジットカード払い（お客さまの取引先クレジットカード会社による立替え払いにより、クレジットカード会社の定める日に電気料金等を支払う方法。手数料等は発生しません。なお、クレジットカードのブランドによっては選択いただけない場合があります。）
 - (3) 口座振込（毎翌々月 5 日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）までに、電気料金等を当社指定の金融機関等へ振り込んで支払う方法。振込手数料はお客さまの負担となります。）※ 現在、口座振込は、支払方法として、選択頂けません。
2. お客さまが前項各号のいずれかにより電気料金等をお支払いになる場合は、次の時点をもって当社に対するお支払いがなされたものとし、
 - (1) 口座振替 電気料金等が当社の金融機関口座に引き落としされた時点
 - (2) クレジットカード払い 電気料金等がクレジットカード会社により当社指定の金融機関に払い込まれた時点
 - (3) 口座振込 電気料金等が当社指定の金融機関等に振り込まれた時点

3. 電気料金等は、支払い期日が到来した順序でお支払いいただきます。
4. 当社は、お客さまに対する料金債権を債権回収会社等第三者へ譲渡することがあります。この場合、譲渡を承諾いただくとともに、譲渡先が定める支払条件及び支払方法により譲渡先にお支払いいただきます。

第20条（電気料金等の改定）

当社は、社会状況の変化等により、料金単価を改定することがあります。その場合の扱いは、以下の各号によります。ただし、法令の改正による消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の税率変更は、本条で定める料金改定に含まないものとし、法令の施行日より、変更後の税率が適用されるものとします。

- (1) 当社はお客さまに対し、新たな料金単価及びその適用開始日を書面その他の方法で、事前に通知します。
- (2) お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、当該料金単価の適用開始日の10営業日前までに所定の手続を行うことで電気需給契約を解約することができます。なお、本号による中途解約の場合は、お客さま及び当社は、互いに中途解約に伴う損害賠償義務等を負わないものとします。

第21条（遅延利息）

1. お客さまが、電気料金等を第19条（電気料金等の支払期日及び支払方法）第1項各号に定める支払期日を経過してなお支払われない場合、当社は、当該支払期日の翌日から起算して支払いのあった日までの期間の日数に応じて遅延利息を申し受けます。ただし、電気料金等を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われたとき、又は電気料金等を第19条（電気料金等の支払期日及び支払方法）第1項第1号（口座振替）により支払われる場合で、当社又は金融機関の都合により電気料金等が支払期日にお客さまの金融機開口座から引き落とされなかったときは、この限りではありません。
2. 前項に定める遅延利息は、お客さまがお支払いを遅延されている金額全額（再生可能エネルギー発電促進賦課金、燃料費調整額及び消費税等を含みます。）に年14.6パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）を乗じて算定（1円未満の端数は切捨て）して得られた金額とします。
3. 前項の遅延金額及び遅延利息は、遅延された月の翌月分の電気料金の支払い期日にお支払いいただきます。

第4章 使用及び供給

第22条（適正契約の保持）

1. 電気需給契約の内容が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合は、お客さまは、当社の求めにより速やかに適正なものに変更していただきます。
2. お客さまが、電気需給契約お申込み時に設置されている契約負荷設備を増設、取り外し又は変更を加える場合、当社に通知していただきます。新たに負荷設備を増設され、又は従来の負荷設備に替え、より容量の大きい負荷設備を設置した場合、原則として、当社の基準に基づき、ご契約の契約電力、契約容量、契約電流又は契約種別を変更していただきます。

第23条（需要場所への立入りによる業務の実施）

各地域の電力会社又は当社が、以下の業務を実施するために需要場所への立入りが必要と認める場合、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入らせていただくことがあります。その場合、正当な理由がない限り、お客さまは立入り及び需要場所での業務実施を拒否することはできません。

- (1) 需要場所の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修又は検査
- (2) お客さまの電気機器の試験、契約主開閉器及びその他電気工作物の確認若しくは検査、又は電気の使用用

途の確認

- (3) 計量値の確認
- (4) 各地域の電力会社又は当社の電気工作物にかかわる保安に必要な業務
- (5) 第25条（供給の停止）、第29条（使用の制限又は中止）の中止及びその解除に必要な処置
- (6) 電気需給契約の成立、維持、変更若しくは終了等に必要な業務
- (7) 前各号に定めるほか、お客さまとの電気需給契約に関連して各地域の電力会社又は当社が必要とする業務

第24条（電気の使用に伴うお客さまの協力）

1. お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨げ（そのおそれがある場合を含みます。）、又は各地域の電力会社若しくは当社の電気工作物に支障を及ぼす（そのおそれがある場合を含みます。）場合は、お客さまの負担で供給設備の変更又は必要な設備を設置していただきます。
 - (1) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - (2) 負荷の特性によって電圧又は周波数が著しく変動する場合
 - (3) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - (4) 著しい高周波又は高調波を発生する場合
 - (5) その他前各号に準ずる場合
2. お客さまが、発電設備を新たに各地域の電力会社の供給設備に接続して使用される場合も、前項に準じて取り扱うものとします。
3. 電気の供給の実施に伴い、各地域の電力会社及び当社が設置又は所有する供給設備の工事及び維持のために必要な用地等の確保等について、協力をお願いすることがあります。
4. 需要場所の負荷の力率は、電灯料金の適用を受ける場合は90%以上、それ以外の場合は85%以上に保持していただきます。

第25条（供給の停止）

1. 次の各号のいずれかに該当するときは、電気の供給が停止されることがあります。
 - (1) 保安上の危険を防止するため緊急を要する場合
 - (2) お客さまの需要場所内の各地域の電力会社又は当社の計量器若しくは電気工作物をお客さまが故意に滅失又は損傷し、各地域の電力会社又は当社に重大な損害を与えた場合
 - (3) 各地域の電力会社の託送供給等約款等の規定に反し、供給設備等の接続が行われた場合
2. 次の各号のいずれかに該当し、各地域の電力会社又は当社が是正を求めたにもかかわらず、是正されないときは、電気の供給が停止されることがあります。
 - (1) 保安上の危険がある場合
 - (2) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - (3) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合（動力需要の契約種別において、変圧器、発電設備等を介して、電灯又は小型機器を使用した場合を含みます。）
 - (4) お客さまによる拒否その他の原因により第23条（需要場所への立入りによる業務の実施）の規定に基づく立入り業務を実施することができない場合
 - (5) 前条の規定に基づく措置が講じられない場合
3. 前各項の規定に基づき電気の供給が停止される場合、各地域の電力会社又は当社は、お客さまにあらかじめその旨を通知します。ただし、緊急時等やむを得ない場合はこの限りではありません。

第26条（供給停止の解除）

前条の規定によって電気の供給が停止された場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、当社は、速やかに電気の供給を再開します。

第27条（供給停止期間中の電気料金）

第25条（供給の停止）によって電気の供給が停止された場合、その停止期間中についても基本料金又は最低料金を第17条第1号に基づき日割り計算し、その額をお客さまより申し受けます。

第28条（違約金）

1. お客さまが第25条（供給の停止）第2項第2号に該当し、そのために電気料金等の全部又は一部の支払いを免れた場合は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金としてお客さまより申し受けます。
2. 前項の免れた金額は、この約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額の差額とします。なお、この方法により免れた金額を確認することができないときは、当社が合理的に決定した金額とします。

第29条（使用の制限又は中止）

お客さまが次の各号のいずれかに該当するときは、各地域の電力会社は、電気需給契約期間中であってもお客さまの電気の使用を制限し、又は電気の供給を中止することがあります。その場合、各地域の電力会社又は当社は、お客さまにあらかじめその旨を通知します。ただし、緊急時等やむを得ない場合はこの限りではありません。

- (1) 各地域の電力会社が維持及び運用する供給設備（各地域の電力会社が使用権を有する設備を含みます。）に故障が生じ、又は故障が生ずるおそれがある場合
- (2) 各地域の電力会社が維持及び運用する供給設備（各地域の電力会社が使用権を有する設備を含みます。）の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
- (3) その他電気の需給上または保安上必要があると各地域の電力会社又は当社が判断した場合

第30条（使用の制限又は中止期間中の電気料金）

前条の規定によって電気の使用が制限され、又は電気の供給が中止されたときは、第27条（供給停止期間中の電気料金）の規定を準用します。

第31条（当社都合による電気供給廃止に対する措置）

当社の都合により、需要場所におけるお客さまへの電気供給が不可能になったときは、電気事業法の規定に基づき、各地域の電力会社がお客さまへの電気供給を行います。なお、その場合の電気の供給条件は、各地域の電力会社の定める特定小売供給約款又はこれに準ずる約款の規定によります。

第32条（お客さま及び当社の損害賠償の免責）

1. お客さまの責めに帰すべき事由によらず、電気の供給に関し当社に生じた損害（天災等の不可抗力により生じたものを含みます。）について、お客さまは当社に対し、一切責任を負わないものとします。
2. 当社の責めに帰すべき事由によらず、電気の供給に関しお客さまに生じた損害（天災等の不可抗力により生じたものを含みます。）について、当社はお客さまに対し、一切責任を負わないものとします。ただし、その原因につき各地域の電力会社等から当社が金銭の交付を受けたときは、当社が受領した範囲でお客さまの当社に

対する支払債務に充当します。

第 33 条（設備の賠償）

お客様の責めに帰すべき事由によって、需要場所内の各地域の電力会社、当社の電気工作物又は電気機器その他の設備を滅失又は損傷した場合は、その損害について賠償していただきます。

第 5 章 契約の変更及び終了

第 34 条（電気需給契約の変更）

お客様が、契約種別の変更を希望される場合は、当社所定の様式で電気需給契約の変更をお申し込みいただきます。この場合、変更後の電気需給契約は、当社が変更手続を完了した後の検針日より適用されるものとします。

第 35 条（名義の変更）

相続、合併その他の原因によって、新たなお客様が、それまで電気の供給を受けていたお客様の当社に対する権利義務の一切を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、当社所定の様式により、契約当事者の名義変更をしていただきます。

第 36 条（電気需給契約の解約）

1. お客様が他の小売電気事業者と電気需給契約を締結されることにより、当社との電気需給契約を解約される場合は、当社への解約手続は必要ございません。この場合、当社との電気需給契約は、お客様が新たな小売電気事業者から供給を開始される前日に終了するものとします。
2. お客様が他の小売電気事業者と電気需給契約を締結されることなく、当社との電気需給契約を解約される場合は、解約希望日の 10 営業日前までに所定の解約申込書を当社へ提出していただきます。この場合、電気需給契約は、次の場合を除き、解約申込書記載の解約日に終了します。
 - (1) 当社がお客様の解約申込書を解約日の翌日以降に受領したときは、受領後、処理が完了した日に電気需給契約が終了するものとします。
 - (2) 当社の責めに帰すことのできない事由（非常変災等の場合を除きます。）により電気の供給を終了させるための処置ができないときは、供給を終了させるための処置が可能となった日に電気需給契約が終了するものとします。

第 37 条（供給開始後の電気需給契約の変更又は解約に伴う工事費等の精算）

電気の使用の開始日、又は契約電流、契約容量若しくは契約電力を新たに設定し若しくは増加された日から 1 年に満たないうちに、お客様が電気需給契約を解約する場合又はお客様が契約電流、契約容量若しくは契約電力を減少する場合において、託送供給等約款等に基づき当社が各地域の電力会社より工事費等の精算を求められたときは、当社はその精算金をお客様より申し受けます。ただし、各地域の電力会社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、非常変災等やむをえない理由による場合は、この限りではありません。

第 38 条（電気需給契約の解除）

1. お客様が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は、お客様との電気需給契約を解除することができます。なお、この場合は、第 5 号を除き、解除日の 15 日前までに書面で通知します。

- (1) 電気料金等について、支払期日が経過して支払いがないとき
 - (2) 第 22 条（適正契約の保持）に基づく、電気需給契約の変更を拒否されたとき
 - (3) 第 25 条（供給の停止）によって電気の供給を停止され、当社の定めた期日までにその理由となった事実が解消されない場合
 - (4) 以下のいずれかに該当するとき
 - ① 第 45 条（反社会的勢力との取引排除）の表明保証に反していることが判明したとき
 - ② 当社との取引に関し脅迫的な言動若しくは暴力をはたらいたとき、風説を流布し又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為を行ったとき
 - ③ 当社の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、又は法的責任を超える負担を要求したとき
 - (5) 第 38 条（電気需給契約の解除）に定める解除通知なくしてその需要場所から移転され、電気の使用がないことが明らかなきとき（この場合は、各地域の電力会社及び当社が電気供給を終了させるための処置を行った日に電気需給契約が解除されたものとします。）
 - (6) 銀行取引停止処分を受けたとき、破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算等の手続が行われたとき、強制執行若しくは担保権の実行としての競売申立を受けたとき、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (7) 前各号に定めるほか、お客さまがこの約款又は託送供給等約款等の規定に違反し、当社から是正を求められてもなお是正されないとき
2. お客さまが、前項各号のいずれかに該当する場合は、お客さまの支払いがなされていない電気料金等については、第 19 条（電気料金等の支払期日及び支払方法）第 1 項の支払期日にかかわらず、直ちにお支払いいただきます。

第 39 条（電気需給契約の終了後の債権債務関係）

電気需給契約期間中の電気料金等その他のお客さまと当社との間の債権債務は、電気需給契約が理由を問わず終了したことによって消滅しません。

第 6 章 工事及び工事費用

第 40 条（供給設備の工事費負担）

電気の供給に必要な設備の一部又は全部を設置した後に、お客さまの都合によって供給開始前に電気需給契約を解約される場合において、当社が各地域の電力会社から解約に要する費用の負担を求められた場合は、当社は、当該解約費用及びその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。

第 41 条（計量器等の取付け）

1. 電力量の計量に必要な計量器及び付属装置（計量器箱及び計量情報を伝送するための通信装置、力率測定時間を区分するための区分装置等をいいます。）は、原則として各地域の電力会社の所有とし、各地域の電力会社の負担で取り付けます。ただし、配線・配管工事等で特に多額の費用を要するものについては、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。
2. 計量器及び付属装置の取付位置は、お客さまと各地域の電力会社との協議によって定めます。
3. 計量器及び付属装置の取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。また、第 1 項ただし書によりお客さまが取り付けられた設備については、各地域の電力会社が無償で使用できるものとします。
4. お客さまのご希望により、各地域の電力会社が設置した計量器及び付属装置の取付位置を変更する場合は、

各地域の電力会社又は当社は、移設に伴う実費をお客さまより申し受けます。

第7章 保安

第42条 (保安責任)

保安責任については、引込線取付点を責任分界点とし、各地域の電力会社とお客さまに保安責任を負っていただきます。

第43条 (登録調査機関に対するお客さまの協力)

お客さまが、当社が供給する電気を使用する電気工作物の変更の工事を行った場合は、その工事が完成した後に、速やかにその旨を各地域の電力会社又は電気事業法 57 条の 2 第 1 項で定める経済産業大臣の登録を受けた登録調査機関に通知していただきます。

第44条 (保安等に対するお客さまの協力)

1. お客さまが、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を当社に通知していただきます。当社は、お客さまの通知を受けて直ちに適切な処置を行います。
 - (1) 引込線、計量器等その需要場所内の各地域の電力会社及び当社の電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあるとき
 - (2) お客さまの電気工作物に異状又は故障があり (異状又は故障が生ずるおそれがある場合を含みます。)、それが各地域の電力会社又は当社の設備に影響を及ぼすおそれがあるとき
2. お客さまが、各地域の電力会社又は当社の計量器等の電気工作物等に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更又は修繕工事をされる場合、あらかじめ当社に通知していただきます。当社は、お客さまの通知を受けて協議させていただきます。なお、保安上の理由から緊急に変更又は修繕工事をされた場合は、その内容を直ちに当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上特に必要があるときには、当社はその内容を変更するためのお客さまに再工事をお願いすることがあります。

第8章 反社会的勢力との取引排除

第45条 (反社会的勢力との取引排除)

お客さま及び当社は、以下の各号について表明し、保証します。

- (1) 自己、又は自己の役員、経営に実質的な影響力を有する株主、重要な地位の使用人又はこれらに準ずる顧問等 (以下、総称して「自己の役員等」といいます。) が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業若しくは団体又はその関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらの者に準ずるもの (以下総称して「反社会的勢力」といいます。) ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (2) 自己又は自己の役員等が、反社会的勢力と何ら関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。
- (3) 自己又は自己の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (4) 自己又は自己の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (5) お客さま及び当社は、自ら又は第三者を利用して、相手方及び相手方の役職員、株主、関係会社、親会社、顧客、取引先等の関係先等 (以下「関係先等」といいます。) に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用い

ず、相手方及び相手方の関係先等の名誉や信用を毀損せず、相手方及び相手方の関係先等の業務を妨害しないこと。

第9章 その他

第46条（個人情報等の保護）

1. 当社は、当社が定める「プライバシーポリシー」に基づき、お客さまの個人情報を適切に取り扱うとともに、電気需給契約及びそれに付随してお客さまとの間で締結された契約（名称を問いません。）の存在及び内容に関し、お客さまの書面による承諾なしに第三者（第19条第4項に定める債権回収会社又はそれに類する者に料金債権を譲渡する場合、契約の履行に関連して電力広域的運営推進機関又は各地域の電力会社に情報提供を行う場合及び法令に基づき裁判所又は行政機関から情報開示を求められた場合を除きます。）に開示しません。なお、当社がお客さまとの電気需給契約を解除した場合、電力広域的運営推進機関又は各地域の電力会社は、必要に応じ、保管しているお客さまの情報を他の小売電気事業者に開示することがあります。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、お客さまが電気需給契約に基づき当社への支払いを要する電気料金等について当社の定める期日を経過してなお支払われないときは、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。
3. 本条の規定は、電気需給契約終了後も有効に存続します。

第47条（著作権等）

1. 当社が、当社ホームページ等で提供する情報に関する著作権その他の知的財産権は、当社に帰属します。
2. お客さまが、当社と電気需給契約を締結することにより得られる一切の情報を、当社又はこれらの情報に関し正当な権利を有する者の事前の許諾なしに、私的使用の範囲を超える目的で複製し、出版し、放送し、公衆送信する行為等をその方法のいかんを問わず自ら行うこと、及び第三者に行わせることは、法令により禁じられています。

第48条（広告物の送付等）

1. 当社は、お客さまに対し、当社の提供するサービスの広告宣伝を行うために、広告物の送付（サンプル・試供品の提供その他物品の送付を含みます。以下本条において同じ。）を行い、電子メール又は電話による営業をすることがあります。
2. お客さまが、前項に定める広告物の受取り又は当社による電子メール若しくは電話による営業を希望しない旨を当社に通知されたときは、当社は、お客さまに対し広告物の送付又は電子メール若しくは電話による営業をいたしません。

第49条（準拠法）

この約款は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令によって解釈されます。

第50条（裁判管轄）

お客さまと当社の電気需給契約における一切の訴訟については、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則（実施）

この約款は、平成30年8月10日から実施します。